

株式会社東京建築検査機構 構造計算適合性判定業務約款

平成 19 年 6 月 20 日制定

第 1 条	(趣旨)	この構造計算適合性判定業務約款(以下「判定業務約款」という。)は、都道府県、市町村もしくは特別区(依頼をする場合、もしくは通知を受ける場合は建築主事)又は指定確認検査機関(以下「甲」という。)と株式会社東京建築検査機構(以下「乙」という。)が、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第18条の2第3項の規定により読み替えて適用される法第6条第5項及び法第6条の2第3項に規定する構造計算適合性判定(以下単に「判定」という。)の業務を契約するに際し、乙が別に定める構造計算適合性判定業務規程(以下「判定業務規程」という。)に基づいて契約することについての必要な事項を定めるものである。
第 2 条	(業務開始日及び業務期日)	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務開始日とは、乙が構造計算適合性判定依頼書を受領した後、業務規程第9条第3項に定める構造計算適合性判定受付書(以下「判定受付書(契約書)」という。)を発行し締結がなされた日をいう。ただし、乙が構造計算適合性判定依頼書に承諾印を押印してその写しを甲に交付した場合は、乙の承諾印が押印された構造計算適合性判定依頼書の写しをもって構造計算適合性判定受付書に代えることができるものとし、この場合は承諾印を押印した日を業務開始日とする。 2 業務期日とは、業務開始日から14日以内の日で、業務規程第13条第1項に定める構造計算適合判定結果通知書(以下「判定通知書」という。)を交付する日をいう。ただし乙がこの期間内に、構造計算適合性判定が期間内にできない旨の通知書を交付した場合には、当該通知書に記載された期間に相当する日数分を延期するものとする。
第 3 条	(契約の締結等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約の締結 甲は、乙の定めた判定業務約款及び判定業務規程に基づいて、判定業務を乙に依頼し、乙が甲に交付する判定受付書(契約書)をもって契約締結とする。 2 別途協議 この契約(判定業務約款、判定業務規程その他を含む)について疑義が生じたときは、甲と乙は信義誠実の原則に則り協議の上、解決するものとする。
第 4 条	(責務)	<ol style="list-style-type: none"> 1 甲及び乙は、契約した業務を適正に遂行するため、建築基準関係規定を遵守し、乙の定めた判定業務約款及び判定業務規程に基づいて契約したことを、誠意をもって履行しなければならない。 2 甲並びに乙は、判定業務を遂行するにあたり、次に掲げるそれぞれの責務を遵守しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 甲の責務 <ol style="list-style-type: none"> 1) 甲は、判定受付書(契約書)に定められた判定手数料を第5条に規定した期日までに、規定した方法により支払わなければならない。 2) 甲は、乙から判定用提出図書等について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

		<p>3) 乙が判定にかかる審査の実施にあたって必要があると認め、甲に通知した上で確認の申請者(建築物の設計者を含む。以下単に「申請者」という。)に対して構造計算に関する説明を直接求めたときは、甲は当該申請者がこれに応じるように、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4) 乙が判定にかかる審査の実施において、当該判定の求めにかかる構造計算が適正に行われたものであるかどうか判定できない場合で、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書を甲に交付して軽微な不備の補正や不明確な点を説明するための追加検討書を求めたときには、甲は申請者に対して適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付する等、速やかに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>この場合、軽微な不備の補正がなされ、不明確な点を説明するための追加検討書が提出されるまでの期間は、第2条第2項の期間に含めないものとする。</p> <p>(2) 乙の責務</p> <p>1) 乙は、法第6条第8項、法第6条の2第5項の規定により、業務開始日から14日以内にその結果を記載した判定通知書を甲に交付しなければならない。</p> <p>2) 乙は、法第6条第9項、法第6条の2第6項の規定により、前項の期間内に判定通知書が交付できない合理的な理由があるときは、構造計算適合性判定が期間内にできない旨の通知書を甲に交付しなければならない。</p> <p>3) 乙は、判定にかかる審査の実施において、当該判定の求めにかかる構造計算が適正に行われたものであるかどうか判定できない場合は、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書を甲に交付して、軽微な不備の補正や不明確な点を説明するための追加検討書を求めなければならない。</p> <p>4) 乙は、判定通知書を交付した後で甲に判定の判断に誤りを発見され、追完及び損害賠償を請求された場合は、これに応じなければならない。</p>
第5条	(判定手数料の支払期日と方法)	<p>1 甲は、判定手数料を、原則として判定受付書(契約書)の交付日より1ヶ月以内に、乙の指定する銀行口座に振込みの方法により支払わなければならない。ただし、甲乙協議の上別の支払い期日と方法を定めた場合はこの限りでない。</p> <p>2 前項の振込みに要する費用は、甲の負担とする。</p>
第6条	(判定手数料の返還)	<p>乙は、一旦収納した判定手数料については返還しない。ただし、乙の責に帰すべき事由により判定業務が実施できなかったときは、収納した判定手数料を甲へ返還する場合もある。</p>
第7条	(甲の権利)	<p>甲は、次の各号に該当するときは、乙に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙が、正当な理由なく、第4条第1項及び第2項(2)の乙の責務を遵守しないとき。</p> <p>(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。</p>

		<p>2 甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。</p> <p>3 第1項の契約解除の場合、甲は、判定手数料を既に支払っているときはこれを乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。</p> <p>4 第1項の契約解除の場合、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。</p> <p>5 第2項の契約解除の場合、乙は、判定手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれを甲に請求することができる。</p> <p>6 第2項の契約解除の場合、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。</p> <p>7 甲は、判定結果通知書の交付を受けた後で、判定の判断に誤りを発見したときは、乙に対して追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときはこの限りでない。</p> <p>(1) 甲が法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針に従って審査を行わなかったことその他甲の責に帰すべき事由</p> <p>(2) 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと</p> <p>(3) 前各号のほか、乙の責に帰することができない事由</p> <p>8 前項の請求は、判定結果通知書の交付の日から1年以内に行わなければならない。なお、甲が判定結果通知書の交付の際に判定の判断に誤りがあることを知ったときは、その旨を判定結果通知書の交付の日から6ヶ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することができない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>9 第7項の請求額の上限は、判定手数料の10倍の額とする。</p>
第8条	(乙の権利)	<p>乙は、次の各号に該当するときは、甲に理由を明示した書面をもって通知した上で、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項及び第2項(1)の甲の責務を遵守しないとき。</p> <p>(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。</p> <p>2 乙は、次の各号に該当するときは、甲に理由を明示した書面をもって通知した上で、必要と認められる業務期日の延期をすることができる。</p> <p>(1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項及び第2項第1号の甲の責務を遵守しないとき。</p> <p>(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。</p> <p>(3) 天災地変その他の不可抗力によって、業務期日までに判定業務を終えることができない場合。</p> <p>3 第1項の契約解除の場合、乙は、判定手数料を既に受け取っているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料をいまだ受け取っていないときは、これを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。</p> <p>4 第1項の契約解除の場合、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。</p>

第9条	(秘密保持)	乙は、この契約に定める判定業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。
-----	--------	---